施設基準について

1. 当薬局は、調剤基本料3ロを算定する保険薬局です。
2. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っています。
   - 1,200品目以上の医薬品を備蓄し、どの保険医療機関の処方箋でも応需します。
   - 尚、地域支援体制加算4を全ての処方箋の受付に対して算定します。
3. 当薬局は、生活保護法、感染症予防法等の各種公費負担医療の他、労災医療に係わる処方箋も応需します。
4. 当薬局は、処方箋の受付後、服薬状況、残薬、ジェネリック医薬品の意向等の確認を行います。また、「薬剤服用歴」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院等から処方されている薬の重複や相互作用の有無を確認します。尚、調剤管理料及び服薬管理指導料を算定します。
5. 当薬局は 、患者さまの同意のもとに、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料（医療機関で地域包括診療料/加算等が算定されている方が対象）を算定します。
6. 当薬局は、処方箋による医師の指示がある時は、在宅で療養されている患者さま宅を訪問して服薬指導等を行い、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅薬学総合体制加算1を算定します。
   - 在宅で医療用麻薬持続注射療法、在宅中心静脈栄養法を行っている患者さまに対して、必要事項を確認の上、薬学的管理及び指導を行った場合、それぞれ、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算、在宅中心静脈栄養法加算を算定します。
7. 当薬局は、24時間調剤及び在宅業務に対応できる体制を有し、調剤・情報の提供を行います。
8. 当薬局は、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に推進します。尚、後発医薬品調剤体制加算3を全ての処方箋の受付に対して算定します。
9. 当薬局は、他の保険薬局、保険医療機関、都道府県等との連携により、災害または新興感染症発生時等の非常時に必要な体制を整備しており、全ての処方箋の受付に対して連携強化加算を算定します。
10. 当薬局 は、無菌室（クリーンベンチ）の設備を備え、あるいは、共同利用の契約を結び、注射薬等の無菌的な調剤を行います。尚、無菌製剤処理加算を算定します。
11. 当薬局は、オンライン資格等確認システムを通じて患者さまの薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用し調剤等を実施できる体制を有しており、医療情報取得加算を算定します。また、医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い調剤を実施するための十分な情報を取得・活用して調剤を行い、医療DX推進体制整備加算1を算定します。
12. 当薬局は、お会計の明細書を公費などで自己負担のない方にも毎回無料でお渡ししています。
13. 当薬局では患者さまのご希望に基づく次のサービス等については、実費でのご負担をお願いしています。
    - 患者さまのご希望に基づき服用時点ごとに薬を一包みにする場合

      42日分以下の場合：7日ごとに340円、 43日以上の場合：2,400円
    - 患者さまのご希望に基づき服薬カレンダーを提供する場合：実費
    - 患者さま宅を訪問して服薬管理指導を行う場合の交通費：実費
14. 以下の時間に応需した処方箋について、夜間・休日等加算がかかります。
    - 平日19：00～8：00、土13：00～8：00、休日の開局時間内

日本調剤 登別薬局